

令和4年度第3回  
国民健康保険運営協議会  
協議資料

目次

加古川市国民健康保険条例の改正について	… P1～4
加古川市国民健康保険料の料率について	… P5～6

加古川市  
国民健康保険課  
R 5.1.19 開催

# 加古川市国民健康保険条例の改正について

## 1 出産育児一時金の支給額に係る制度改正について

### ① 出産育児一時金の概要（現行）

国民健康保険被保険者の妊娠12週目以降の（85日以上）の出産に対して、出産育児一時金として、408,000円を支給する。加えて産科医療補償制度の加算対象となる出産に対しては、12,000円を加算し、総額 420,000円を支給する。

#### ※産科医療補償制度（公益財団法人日本医療機能評価機構が運営）

分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児とその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決や産科医療の質の向上を図ることを目的に2009年1月に創設、2015年、2022年に制度改正され運営されている。

### ② 改正の内容

出産育児一時金の支給額を現行の408,000円から488,000円に引き上げる。

※ これにより、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の支給総額は、420,000円から500,000円になる。

#### 【出産育児一時金】

	出産育児一時金	産科医療補償制度 利用時の加算額	支給総額
現 行	408,000円	12,000円	420,000円
改正後	488,000円	12,000円	500,000円

### ③ 改正の理由

出産育児一時金の支給については、条例第7条第1項の規定により、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条に規定する「出産育児一時金」及び「産科医療補償制度利用時の加算額」と同額を支給しているが、厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」（令和4年12月15日）において、「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされたことに基づき、今後、健康保険法施行令等の一部改正が予定されているため。

### ④ 施行期日

令和5年4月1日

## 2 国民健康保険料に係る改正について

令和4年12月23日に令和5年度税制改正大綱が閣議決定され、賦課限度額及び軽減判定所得の引上げが示されている。この大綱に基づき、近日中に国民健康保険法施行令の改正が見込まれるため、加古川市国民健康保険条例の一部を改正することとし、条例案は令和5年第1回市議会定例会に上程する。

### ・ 賦課限度額の改正について

#### ① 改正の概要

条例に定められる各市町村国保が設定できる保険料のうち、後期高齢者支援金等賦課額（後期支援分）の上限額が22万円に引き上げられる。本市国保においては、兵庫県が策定した「兵庫県国民健康保険運営方針」で、国民健康保険法施行令で定める額を標準的な賦課限度額としていることから、改正後の施行令に準じて賦課限度額を引き上げる。

#### ② 改正の内容

後期高齢者支援金等賦課限度額を20万円から22万円に引き上げる。

	医療分	後期支援分	介護分	合計
現行	65万円	<u>20万円</u>	17万円	<u>102万円</u>
改正後	65万円	<u>22万円</u>	17万円	<u>104万円</u>

#### ③ 影響額試算（令和4年度で試算）

後期支援分賦課限度額超過世帯：173世帯

うち、引き上げ後も賦課限度額を超える世帯

⇒ 141世帯、保険料：2,820千円 増

うち、引き上げ後は賦課限度額以下となる世帯

⇒ 32世帯、保険料： 311千円 増

計 3,131千円 増

#### ④ 賦課限度額超過世帯数（令和4年度で試算）

	改定前	改定後	減少分	全世帯数
世帯数	173	141	-32	34,657
全世帯数に占める割合	0.50%	0.41%	-0.09%	

#### ⑤ 施行予定日

令和5年4月1日

・ **軽減判定所得の改正について**

① 改正の概要

経済動向を踏まえ、中間所得層の負担を軽減することを目的として、応益割（均等割・世帯割）における5割・2割軽減世帯の判定所得の引き上げを行う。

② 改正の内容

低所得者の軽減判定に用いる所得金額を次のとおり改正する。

軽減割合	世帯主と被保険者全員の前年中の合計所得金額が下記の金額以下の場合
7割	【現行】 43万円＋(給与所得者等の数(※)－1)×10万円
5割	【現行】 43万円＋(給与所得者等の数(※)－1)×10万円＋ 28.5万円×被保険者数
	【改正】 43万円＋(給与所得者等の数(※)－1)×10万円＋ <b>29万円</b> ×被保険者数
2割	【現行】 43万円＋(給与所得者等の数(※)－1)×10万円＋ 52万円×被保険者数
	【改正】 43万円＋(給与所得者等の数(※)－1)×10万円＋ <b>53.5万円</b> ×被保険者数

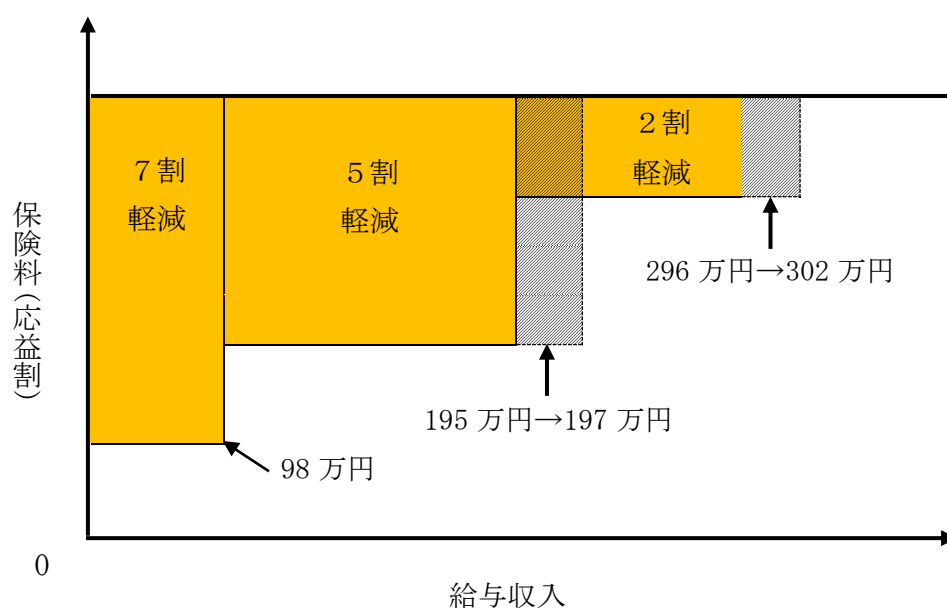
※ 給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等に係る所得を有する者（公的年金等の収入額60万円超（65歳未満）又は125万円超（65歳以上））

【軽減判定所得引き上げのイメージ】

給与所得者1人で3人世帯の場合

（5割軽減）給与収入 195万円未満 ⇒ 197万円未満

（2割軽減）給与収入 296万円未満 ⇒ 302万円未満



③ 軽減判定所得の見直しに係る影響額 ※令和4年度の世帯数等で試算

○被保険者数への影響 (世帯、人)

	現行		改正後		増減	
	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数	世帯数	被保険者数
7割軽減世帯	10,062	12,965	10,062	12,965	0	0
5割軽減世帯	5,956	10,584	6,083	10,817	127	233
2割軽減世帯	4,977	8,728	5,057	8,899	80	171
合計	20,995	32,277	21,202	32,681	<b>207</b>	<b>404</b>

○軽減額への影響 (千円)

	現行 軽減額合計	改正後 軽減額合計	調定への 影響額合計	保険料収入への 影響額合計
7割軽減世帯	535,509	535,509	0	0
5割軽減世帯	263,233	268,956	5,723	5,484
2割軽減世帯	86,687	88,573	1,886	1,807
合計	885,429	893,038	7,609	<b>7,291</b>

※保険料収入については、影響額に令和3年度の現年収納率95.82%を乗じて算出

○他会計繰入金（基盤安定負担金）への影響額 (千円)

	県補助金 (3/4)	一般財源 (1/4)	繰入金
5割軽減世帯	4,292	1,431	5,723
2割軽減世帯	1,414	472	1,886
合計	5,706	1,903	<b>7,609</b>

保険料軽減の拡充により、保険料：約 7,291千円 減  
 他会計繰入金（基盤安定負担金）：約 7,609千円 増

④ 施行予定日

令和5年4月1日

## 加古川市国民健康保険料の料率について

### ○令和5年度国民健康保険事業費納付金等の本算定結果について

(1) 国民健康保険事業費納付金（総額）：県からの割当金 (単位:円)

	本算定	仮算定	増減	備考
A 国保事業費納付金	7,086,188,448	7,140,462,690	△ 54,274,242	国係数の置き換え、被保険者数等の直近実績の反映等

(2) 納付金に必要な現年保険料（総額）：保健事業費や県交付金等を加減算 (単位:円)

	本算定	仮算定	増減	備考
A 国保事業費納付金(再掲)	7,086,188,448	7,140,462,690	△ 54,274,242	
B 加算調整 (+)	303,709,000	298,952,000	4,757,000	保健事業、還付金等の費用
C 減算調整 (△)	2,838,874,000	2,853,268,690	△ 14,394,690	県交付金、滞納繰越分収納、一般会計繰入金等
D 必要現年保険料 (A～Cの計)	4,551,023,448	4,586,146,000	△ 35,122,552	

(3) 保険料の過不足 (単位:円)

	本算定	仮算定	増減	備考
D 納付金に必要な現年保険料 (再掲)	4,551,023,448	4,586,146,000	△ 35,122,552	
E 令和5年度当初予算現年保険料見込	4,214,388,000	4,215,086,221	△ 698,221	
F 保険料の過不足 (E-D)	△ 336,635,448	△ 371,059,779	34,424,331	
(参考) 令和5年度末 国保基金残高見込	320,070,728	285,646,397	34,424,331	令和4年度末 残高見込 656,281,176

### ○令和5年度の保険料率改定について

上記本算定結果のとおり、令和5年度においては、仮算定時と同様、保険料の不足分を基金の取崩しにより補うことができる状況が見込まれるため、物価高騰が続く昨今の社会情勢を鑑み、令和5年度の保険料率改定を見送り、令和6年度以降の料率改定を検討したいと考えます。

## <参考>

○令和5年度 標準保険料率の提示

区 分		県が提示する 標準保険料率	加古川市の 令和4年度保険料率
医 療 分 (対象：全員)	所 得 割	6.66%	7.8%
	均 等 割	28,847 円	25,600 円
	平 等 割	18,690 円	22,800 円
支 援 分 (対象：全員)	所 得 割	2.81%	1.8%
	均 等 割	11,806 円	6,800 円
	平 等 割	7,649 円	5,400 円
介 護 分 (対象：40～64 歳)	所 得 割	2.64%	2.4%
	均 等 割	13,838 円	9,500 円
	平 等 割	6,754 円	5,400 円